

利用料金の設定額とその考え方

1 利用料金の設定に係る考え方や理由を記載してください。

--

2 有料施設及び付属設備ごとに、利用料金の承認申請料金を記載してください。

1 中央体育館使用料

使用区分		使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
主競技場		1時間までごとに	710円	710円	
	照明施設	1時間までごとに	1,220円	1,220円	
	冷暖房施設	1時間までごとに	4,580円	4,580円	
主競技場の3分の1以下の部分を使用する場合		全面使用の使用料の3分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。			
主競技場の2分の1以下の部分を使用する場合		全面使用の使用料の2分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。			
卓球室（1台）		1時間までごとに	200円	200円	
格技室（1室）		1時間までごとに	610円	610円	
弓道場	個人利用	1人1回	130円	130円	
		回数券11枚つづり	1,300円	1,300円	
	団体利用	20人以上1回	2,600円	2,600円	
トレーニング室		1人1回	150円	150円	
		回数券11枚つづり	1,500円	1,500円	
会議室	大	1時間までごとに	680円	680円	
		冷暖房施設	1時間までごとに	410円	410円
	中	1時間までごとに	240円	240円	
冷暖房施設		1時間までごとに	140円	140円	
控室（1室）		1時間までごとに	140円	140円	
		冷暖房施設	1時間までごとに	80円	80円
選手控室（1室）		1時間までごとに	210円	210円	
		冷暖房施設	1時間までごとに	120円	120円
多目的室		1時間までごとに	340円	340円	
		冷暖房施設	1時間までごとに	190円	190円
放送施設	1式	1日	入場料を徴収しない場合	2,550円	2,550円
			入場料を徴収する場合	5,100円	5,100円
球面式得点表示板 (電源コンセント使用料を含む。)	1台	1日	入場料を徴収しない場合	1,170円	1,170円
			入場料を徴収する場合	2,340円	2,340円
ステージ	1式	1日	入場料を徴収しない場合	4,580円	4,580円
			入場料を徴収する場合	9,160円	9,160円

様式3-3

電源コンセント	1口	1日	入場料を徴収しない場合	200円	200円	
			入場料を徴収する場合	200円	200円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料を徴収する場合とは、営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合をいう。
- 3 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 4 主競技場、卓球室、格技室、弓道場及びトレーニング室を使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 市内体育館使用料

使用区分		使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
大西体育館	競技場	1時間までごとに	660円	660円	
	照明施設使用料	1時間までごとに	1,070円	1,070円	
	武道場	1時間までごとに	1,020円	1,020円	
	卓球場（1台）	1時間までごとに	200円	200円	
	トレーニング室	1人1回	120円	120円	
		回数券11枚つづり	1,200円	1,200円	
	会議室	1時間までごとに	180円	180円	
	冷暖房施設	1時間までごとに	100円	100円	
放送施設	1日	560円	560円		
菊間コミュニティホール		1時間までごとに	100円	100円	
	照明施設使用料	1時間までごとに	200円	200円	
器具	電源コンセント（1口）	1日	200円	200円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設、冷暖房施設、放送施設及び器具を除く。
- 3 大西体育館競技場、大西体育館武道場及び伯方体育センターの半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、放送施設及び器具を除く。
- 4 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設、会議室、冷暖房施設、放送施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 桜井スポーツランド

施設区分	使用区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
テニスコート	1面	1時間までごとに	250円	250円	
多目的広場		1時間までごとに	490円	490円	
	個人使用	1時間までごとに	50円	50円	
器具	電源コンセント（1口）	1日	200円	200円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、器具を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、器具を除く。
- 4 多目的広場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

4 市内運動場使用料

様式3-3

施設名	施設区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
大西別府運動場	グラウンド	1時間までごとに	160円	160円	
	夜間照明施設	1時間までごとに	920円	920円	
大西衣黒運動場	グラウンド	1時間までごとに	160円	160円	
	夜間照明施設	1時間までごとに	920円	920円	
	テニスコート（1面）	1時間までごとに	250円	250円	
	夜間照明施設	1時間までごとに	310円	310円	
器具	電源コンセント（1口）	1日	200円	200円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設、ゴルフ場施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、ゴルフ場施設及び器具を除く。
- 4 大三島緑の村運動広場グラウンドについて、半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

5 今治市営球場及び今治市営補助グラウンド使用料

区分		使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金	
球場	アマチュアスポーツ	1時間までごとに	1,020円	1,020円		
			5,090円	5,090円		
	夜間照明施設	全点灯	1時間までごとに	152,780円	152,780円	
				152,780円	152,780円	
		2分の1点灯	1時間までごとに	6,420円	6,420円	
				19,250円	19,250円	
	3分の1点灯	1時間までごとに	4,280円	4,280円		
			12,840円	12,840円		
	諸室	アマチュアスポーツ	1時間までごとに	510円	510円	
				2,550円	2,550円	
		冷暖房施設	1時間までごとに	510円	510円	
				510円	510円	
補助グラウンド	1面	1時間までごとに	200円	200円		
			1,020円	1,020円		
	夜間照明施設	1面	1時間までごとに	810円	810円	
				810円	810円	
器具	放送施設	1日	2,240円	2,240円		
			2,240円	2,240円		
	スコアボード	1試合	2,040円	2,040円		
			2,040円	2,040円		
	電源コンセント（1口）	1日	200円	200円		
			200円	200円		

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 大学生（専門学校生を含む。）、高校生以下又は65歳以上の者が使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、諸室及び器具を除く。

様式3-3

- 3 補助グラウンドの1面とは、ソフトボール場1面をいうものとする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

6 市内プール使用料

区分		使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
御厩プール、 鹿ノ子プール	普通券	一般	1人1回	140円	140円
		中学生以下	1人1回	70円	70円
	回数券	一般	11枚つづり	1,400円	1,400円
		中学生以下	11枚つづり	700円	700円
富田海浜プール	普通券	大人	1人1回	450円	450円
		中人(中・高校生)	1人1回	340円	340円
		小人(小学生以下)	1人1回	110円	110円
	回数券	大人	11枚つづり	4,500円	4,500円
		中人(中・高校生)	11枚つづり	3,400円	3,400円
		小人(小学生以下)	11枚つづり	1,100円	1,100円

備考

- 1 3歳未満児のプールの使用は、無料とする。
- 2 65歳以上の者については、中学生以下又は中人(中・高校生)の使用料を適用する。

7 市内庭球場使用料

区分		使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
鹿ノ子庭球場	1面	1時間までごとに	250円	250円	
	夜間照明施設	1面	1時間までごとに	310円	310円
富田海浜庭球場	1面	1時間までごとに	250円	250円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設を除く。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

8 自由広場夜間照明施設使用料

区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
鹿ノ子池公園自由広場、延喜公園自由広場	夜間照明施設	1時間までごとに	1,020円	1,020円

備考 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。

9 桜井海浜ふれあい広場使用料

区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
サッカー場	全日(9:00~17:00)	12,220円	12,220円	
	午前(9:00~12:00)	6,110円	6,110円	
	午後(12:00~17:00)	7,130円	7,130円	
	1時間までごとに	2,550円	2,550円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 高校生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。

様式3-3

- 3 半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、全面使用のみとし、所定の使用料の3倍とする。
- 5 アマチュアスポーツ以外で使用する場合は、所定の使用料の2倍とする。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

10 今治市営朝倉緑のふるさと公園運動場使用料

施設区分	使用区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
多目的広場	全面	1時間までごとに	330円	320円	
	夜間照明施設	全面	1時間までごとに	1,070円	1,050円
テニスコート	1面	1時間までごとに	250円	250円	
	夜間照明施設	1面	1時間までごとに	250円	250円
器具	電源コンセント	1口	1日	200円	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設及び器具を除く。
- 3 多目的広場の半面（ソフトボール場1面）以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 4 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

11 今治市営玉川総合公園運動場使用料

施設区分	使用区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金		
多目的広場	1面	1時間までごとに	160円	160円			
	夜間照明施設	1面	1時間までごとに	470円	470円		
テニスコート	1面	1時間までごとに	250円	250円			
	夜間照明施設	1面	1時間までごとに	250円	250円		
多目的体育館	競技場・大ホール		1時間までごとに	2,040円	2,040円		
		冷暖房施設	1時間までごとに	2,040円	2,040円		
	選手更衣室1		1時間までごとに	70円	70円		
		冷暖房施設	1時間までごとに	40円	40円		
	選手更衣室2		1時間までごとに	120円	120円		
		冷暖房施設	1時間までごとに	70円	70円		
	和室研修室		1室	1時間までごとに	310円	310円	
		冷暖房施設	1室	1時間までごとに	180円	180円	
	会議室		1室	1時間までごとに	150円	150円	
		冷暖房施設	1室	1時間までごとに	90円	90円	
	3世代ふれあい室		1時間までごとに	140円	140円		
		冷暖房施設	1時間までごとに	80円	80円		
	ホワイエ（エントランス・ロビー含む。）		1時間までごとに	440円	440円		
		冷暖房施設	1時間までごとに	250円	250円		
	トレーニング室		1時間までごとに	460円	460円		
		冷暖房施設	1時間までごとに	280円	280円		
武道場		1時間までごとに	1,020円	1,020円			

様式3-3

		冷暖房施設	1時間までごとに	610円	610円	
器具	マイク	1本	1回	100円	100円	
	舞台照明設備	1式	1回	1,020円	1,020円	
	音響設備	1式	1回	510円	510円	
	反響板	1式	1回	200円	200円	
	スクリーン	1式	1回	310円	310円	
	ピアノ	1式	1回	2,040円	2,040円	
	電源コンセント	1口	1日	200円	200円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 多目的広場の1面とは、ソフトボール場1面をいうものとする。
- 3 武道場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設を除く。
- 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 5 練習等のため当日以外に大ホールのステージのみ使用する場合は、所定の使用料に3割を乗じて得た額とする。
- 6 多目的広場、テニスコート、競技場・大ホール（スポーツ使用に限る。）、トレーニング室及び武道場を使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

12 今治市営波方公園運動場使用料

区分		使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金	
野球場	軟式野球	1時間までごとに	410円	410円		
		夜間照明施設	1時間までごとに	2,440円	2,440円	
	ソフトボールA	1時間までごとに	200円	200円		
		夜間照明施設	1時間までごとに	1,220円	1,220円	
	ソフトボールB・C（1面）	1時間までごとに	160円	160円		
		夜間照明施設	1時間までごとに	660円	660円	
多目的広場	全面	1時間までごとに	490円	490円		
		夜間照明施設	1時間までごとに	1,220円	1,220円	
庭球場	人工芝コート（1面）	1時間までごとに	250円	250円		
		夜間照明施設	1時間までごとに	310円	310円	
	ハードコート（1面）	1時間までごとに	250円	250円		
		夜間照明施設	1時間までごとに	310円	310円	
プール		1人1回	250円	250円		
		回数券11枚つづり	2,500円	2,500円		
体育館	競技場	1時間までごとに	510円	510円		
		照明施設	1時間までごとに	610円	610円	
	卓球場（1台）	1時間までごとに	200円	200円		
武道館	柔道場、剣道場の各室	1時間までごとに	510円	510円		
	会議室	1時間までごとに	130円	130円		
		冷暖房施設	1時間までごとに	70円	70円	
器具	電源コンセント（1口）	1日	200円	200円		

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。

様式3-3

- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、照明施設、会議室、冷暖房施設及び器具を除く。
- 4 3歳未満児のプールの使用は、無料とする。
- 5 多目的広場及び体育館競技場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

13 亀岡地区公園運動場及び菊間緑の広場公園運動場使用料

区分		使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金		
亀岡地区公園運動	多目的広場	1時間までごとに	160円	160円			
	夜間照明施設	1時間までごとに	810円	810円			
菊間緑の広場公園運動場	多目的広場	1時間までごとに	330円	330円			
	夜間照明施設	1時間までごとに	1,840円	1,840円			
	庭球場	人工芝コート（1面）	1時間までごとに	250円	250円		
		夜間照明施設	1時間までごとに	250円	250円		
		クレーコート（1面）	1時間までごとに	200円	200円		
	総合体育館	競技場	1時間までごとに	710円	710円		
		照明施設	1時間までごとに	1,120円	1,120円		
		多目的ホール		1時間までごとに	310円	310円	
			照明施設	1時間までごとに	200円	200円	
			冷暖房施設	1時間までごとに	310円	310円	
		卓球場（1台）	1時間までごとに	200円	200円		
		武道場	1時間までごとに	1,020円	1,020円		
		トレーニングルーム	1人1回	150円	150円		
			回数券11枚つづり	1,500円	1,500円		
		会議室	1時間までごとに	160円	160円		
			冷暖房施設	1時間までごとに	90円	90円	
		ミーティングルーム1	1時間までごとに	50円	50円		
	冷暖房施設		1時間までごとに	30円	30円		
	ミーティングルーム2	1時間までごとに	210円	210円			
		冷暖房施設	1時間までごとに	120円	120円		
設備	シャワー	1回	100円	100円			
	放送施設	1日	560円	560円			
	ステージ照明装置	1日	560円	560円			
	電源コンセント（1口）	1日	200円	200円			

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設、照明施設、冷暖房施設及び設備を除く。
- 3 多目的広場、競技場、多目的ホール及び武道場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設及び設備を除く。
- 4 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、照明施設、冷暖房施設、会議室、ミーティングルーム1、ミーティングルーム2及び設備を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

様式3-3

14 今治市朝倉B&G海洋センター使用料

区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
上屋付温水プール	1人1回	310円	310円	
	回数券 (11枚つづり)	3,100円	3,100円	
	3箇月会員	6,820円	6,820円	

備考

- 1 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。
- 2 3歳未満児は、無料とする。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

施設区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
体育館	第1体育館	1時間までごとに	150円	150円
	照明施設	1時間までごとに	250円	250円
	第2体育館	1時間までごとに	100円	100円
	照明施設	1時間までごとに	150円	150円
	冷暖房施設	1時間までごとに	100円	100円
	ミーティングルーム	1時間までごとに	220円	220円
	冷暖房施設	1時間までごとに	130円	130円
	トレーニング室	1人1回	120円	120円
		回数券 (11枚つづり)	1,200円	1,200円
	器具	電源コンセント1口	1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設、冷暖房施設、ミーティングルーム及び器具を除く。
- 4 第1体育館の2分の1以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

15 学校夜間照明使用料

施設区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
市立学校運動場夜間照明施設 (小学校3校・中学校6校)	1時間までごとに	1,020円	1,020円	

16 今治市営ゲートボール場施設使用料

施設区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
今治市営ゲートボール場(八町)	—	無料	無料	

17 今治市朝倉ふれあい交流センター使用料

① 宿泊使用料

区分	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
大人(高校生以上)	個人	1人1泊につき	3,350円	3,350円
	団体(10人以上)		2,620円	2,620円

様式3-3

小人（小学生以上）	個人	1人1泊につき	1,680円	1,680円	
	団体（10人以上）		1,260円	1,260円	

備考

小学校入学前の乳幼児が寝具を利用するときは、1人につき1,050円の使用料を徴収する。

② 一時使用料

施設区分	単位	加算料金	使用時間	現行使用料	利用料金の範囲	承認申請料金
和室（大）	1室につき	基本料金 （3時間まで）		1,680円	1,680円	
和室（中）		加算料金 （3時間を超えて1時間までごとに）		310円	310円	
和室（小）	1室につき	基本料金 （3時間まで）		1,150円	1,150円	
		加算料金 （3時間を超えて1時間までごとに）		310円	310円	
和室研修室	1室につき	基本料金 （3時間まで）		2,200円	2,200円	
		加算料金 （3時間を超えて1時間までごとに）		410円	410円	
調理室	1団体につき	基本料金 （3時間まで）		1,150円	1,150円	
		加算料金 （3時間を超えて1時間までごとに）		310円	310円	
芝生、ホール	1団体につき	基本料金 （3時間まで）		1,680円	1,680円	
		加算料金 （3時間を超えて1時間までごとに）		310円	310円	

備考

- 1 冷暖房を使用した場合は、1時間までごとに100円の使用料を徴収する。
- 2 半数以上が宿泊期間中の者である場合は、一時使用料を徴収しない。